

# 農業の有する多面的機能の発揮の推進に関する計画

津 幡 町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 津幡地区

#### I. 現況

本地区は、二級河川津幡川や多くのため池を水源とする平坦地であり、主に稲作が行われている。市街地に接近しているため、都市化の広がりがみられ、農家戸数の減少により、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

また、農業生産活動による環境負荷を軽減するために、化学肥料や農薬の施用を抑えた持続的な農業を行う営むことが必要である。

#### II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### (2) 中条地区

#### I. 現況

本地区は、金沢市の河原市用水を水系とする平坦地であり、ほ場整備事業により区画整備された農地で稲作が行われている。市街地に接近しているため、都市化の広がりがみられ、農家戸数の減少により、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

東側に一部ある中山間地は平坦地に比べ農作業に係る費用が掛かることから、これを補正する取組みが必要である。

また、農業生産活動による環境負荷を軽減するために、化学肥料や農薬の施用を抑えた持続的な農業を営むことが必要である。

#### II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### (3) 笠谷地区

#### I. 現況

本地区は、二級河川津幡川や多くのため池を水源とする中山間地であり、ほ場整備事業により区画整備された農地で稲作が行われている。農家の高齢化により、農用地等の維持管理活動に係る負担が大きくなっており、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

平坦地に比べ農作業に係る費用が掛かることから、これを補正する取組みが必要である。

また、農業生産活動による環境負荷を軽減するために、化学肥料や農薬の施用を抑えた持続的な農業を営むことが必要である。

#### II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### (4) 井上地区

#### I. 現況

本地区は、二級河川津幡川を水系とする平坦地であり、ほ場整備事業により区画整備された農地で稲作が行われている。農用地等の維持管理活動に係る負担が大きくなっており、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

また、農業生産活動による環境負荷を軽減するために、化学肥料や農薬の施用を抑えた持続的な農業を営むことが必要である。

#### II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### (5) 英田地区

#### I. 現況

本地区は、二級河川能瀬川や多くのため池を水源とする平坦地及び中山間地であり、ほ場整備事業により区画整備された農地で稲作が行われている。農用地等の維持管理活動に係る負担が大きくなっており、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

中山間地は平坦地に比べ農作業に係る費用が掛かることから、これを補正する取組みが必要である。

また、農業生産活動による環境負荷を軽減するために、化学肥料や農薬の施用を抑えた持続的な農業を営むことが必要である。

#### II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号

に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## (6) 種谷地区

### I. 現況

本地区は、二級河川能瀬川や多くのため池を水源とする中山間地であり、ほ場整備事業により区画整備された農地で稲作が行われている。高齢化により、農用地等の維持管理活動に係る負担が大きくなっており、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

中山間地は平坦地に比べ農作業に係る費用が掛かることから、これを補正する取組みが必要である。

また、農業生産活動による環境負荷を軽減するために、化学肥料や農薬の施用を抑えた持続的な農業を営むことが必要である。

### II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## (7) 河合谷地区

### I. 現況

本地区は、二級河川大海川や多くのため池を水源とする中山間地であり、ほ場整備事業により区画整備された農地で稲作が行われている。高齢化により、農用地等の維持管理活動に係る負担が大きくなっており、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

中山間地は平坦地に比べ農作業に係る費用が掛かることから、これを補正する取組みが必要である。

また、農業生産活動による環境負荷を軽減するために、化学肥料や農薬の施用を抑えた持続的な農業を営むことが必要である。

### II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## (8) 倶利伽羅地区

### I. 現況

本地区は、二級河川津幡川や多くのため池を水源とする平坦地及び中山間地であり、ほ場整備事業により区画整備された農地で稲作が行われている。高齢化により、農用地等の維持管理活動に係る負担が大きくなっており、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

中山間地は平坦地に比べ農作業に係る費用が掛かることから、これを補正する取

組みが必要である。

## II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### (9) 萩坂地区

#### I. 現況

本地区は、二級河川材木川や多くのため池を水源とする平坦地及び中山間地であり、ほ場整備事業により区画整備された農地で稲作が行われている。高齢化により、農用地等の維持管理活動に係る負担が大きくなっており、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

中山間地は平坦地に比べ農作業に係る費用が掛かることから、これを補正する取り組みが必要である。

#### II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### (10) 河北潟干拓地

#### I. 現況

本地区は、河北潟を水系とする干拓地であり、畑作及び稲作が行われている。膨大な農業用施設の維持管理に係る負担が大きく、農業用施設の保全について組織的、計画的に実施していく必要がある。

また、農業生産活動による環境負荷を軽減するために、化学肥料や農薬の施用を抑えた持続的な農業を行うことが必要である。

#### II. 目標

I. を踏まえ、本地区では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	津幡地区	法第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業
②	中条地区	法第3条第3項第1号、2号及び3号に掲げる事業
③	笠谷地区	法第3条第3項第1号、2号及び3号に掲げる事業
④	井上地区	法第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業
⑤	英田地区	法第3条第3項第1号、2号及び3号に掲げる事業
⑥	種谷地区	法第3条第3項第1号、2号及び3号に掲げる事業
⑦	河合谷地区	法第3条第3項第1号、2号及び3号に掲げる事業
⑧	俱利伽羅地区	法第3条第3項第1号、2号及び3号に掲げる事業
⑨	萩坂地区	法第3条第3項第1号、2号及び3号に掲げる事業
⑩	河北潟干拓地	法第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法 笠谷地区 河合谷地区 俱利伽羅地区  
山村振興法 河合谷地区  
半島振興法 津幡町全域

イ 対象農用地

(ア)急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回つても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とす

る。

(イ) 自然条件により小区画、不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 津幡町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率、耕作放棄率の両者が全国平均以上とする。（高齢化率：30%以上、耕作放棄率：田 5 %以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率、耕作放棄率の高い農用地

急傾斜農用地及び緩傾斜農用地以外の農用地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上の農用地

(オ) 石川県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携、機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると津幡町長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的条件等を踏まえ集落連携、機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると津幡町長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者として、河北郡市農業活性化協議会の担い手リストに記載された者とする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施工に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記載するものとする。